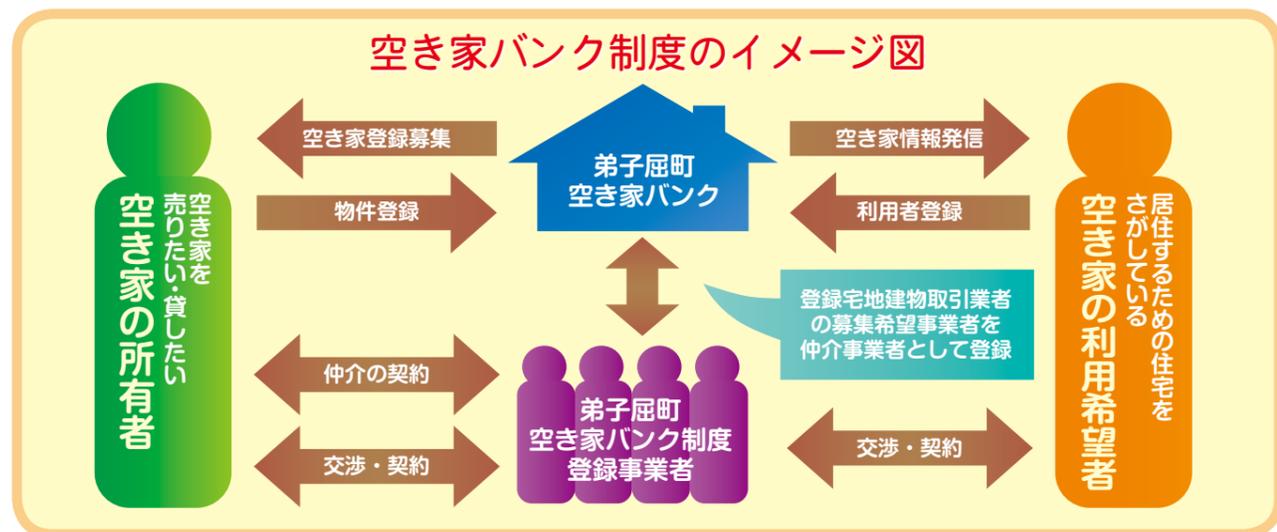


空き家の有効利用や弟子屈町への移住を検討されている方へ

「空き家バンク制度」の活用を！

町空き家バンクでは、町内の空き家情報をお寄せいただいて蓄積し、町公式ホームページなどで公開しています。空き家を売りたい、貸したい、あるいは空き家を利用したいという方は、ぜひ空き家バンクへご登録ください。空き家バンク登録物件の改修・修繕に対する補助制度もあります。ぜひ、ご活用ください。



▶ 空き家を提供していただける方(貸し手・売り手)

① 賃貸・売却物件の登録

空き家バンクに登録を希望する空き家の所有者の方は、町空き家バンク台帳登録申込書兼誓約書を役場まちづくり政策課にご提出ください。

※仲介には、所有者の方などと町に登録している登録事業者との間で、不動産の仲介に関する契約の締結が必要です。

② 空き家情報の提供

登録後、町公式ホームページで情報提供を行います。

③ 物件の交渉

空き家利用希望の申し込みがあった場合、所有者の方に通知し、登録事業者の仲介により交渉となります。

▶ 空き家情報の提供を希望する方(借り手・買い手)

① 町公式ホームページなどの空き家情報を確認

② 空き家バンクへの登録

空き家バンクの利用を希望される方は、町空き家バンク利用希望登録申請書を役場まちづくり政策課にご提出ください。町は定期的に空き家の情報などを提供します。

③ 物件の交渉

空き家利用希望の申し込みがあった場合、所有者の方に通知し、登録事業者の仲介により交渉となります。

▶ 補助制度

① 購入物件改修費補助

空き家バンクに登録された物件を購入し、改修や修繕を行った方への補助金。

② 賃貸物件改修費補助

賃貸を目的として空き家バンクに登録した物件の改修や修繕を行った方への補助金。

③ 家財道具などの処分に対する補助

空き家バンクに登録された物件の購入者や所有者が、家財道具などの処分や運搬を行った際の補助金。

▶ 空き家バンク制度事業者登録制度

空き家バンクを利用される方の仲介には、町空き家バンク制度事業者登録が必要です。町内の事業者の方で、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者であることが条件です。登録を希望される場合は、町空き家バンク事業者登録申請書兼誓約書を役場まちづくり政策課にご提出ください。

問い合わせ先/役場まちづくり政策課政策調整係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 3 (課直通)

新たな地域おこし協力隊員が着任！

本町の地域おこし協力隊に新たな隊員、ベースラー パスカルさん(33歳)がエコツーリズム活動支援員として5月7日に着任しました。すでに着任している協力隊員5人とまちづくりに新しい風を吹き込みます

ベースラー パスカルさん



パスカルさんプロフィール

- ▶ 前住地/ドイツ(前住地東京都)
- ▶ 趣味/フィットネス、Youtube、工作、洋裁、絵画
- ▶ 長所/我慢強い
- ▶ 短所/人の名前を覚えることが苦手

地域おこし協力隊のエコツーリズム活動支援員として着任しましたベースラー パスカルです。

私は、ドイツ出身で、ドイツではいくつかの職業に就きましたが、ほとんどの時間を自然の中で過ごし、さまざまな生き方を見てきた技術者です。

日本へは、ベルリン日独センターで妻と出会い、2016年に来日し、共に未来を始めることを決めました。

日本に来てからは東京でさまざまな仕事に携わりましたが、自然との直接的な関わりはできていませんでした。

そこで、自然豊かな北海道で生活したいと考えるようになりました。特に弟子屈町の自然はドイツとよく似ていて、勉強している野草とハーブなども、ドイツと同じものを見つけました。それ以外にもフィットネス、ジョギングなどのスポーツ、工作や洋裁、絵画にも興味をもっています。

最大3年になる任期中には、自然とその動物について多くのことを学びたいと思っています。多くの人は寒い冬が嫌いですが、冬の寒さも私にとっては、自然の重要な部分です。冬の過ごし方がかれば、雪も大好きになります。

北海道には美しい場所や街がたくさんありますが、その中でも、弟子屈町には特別なものがあります。山、湖、森、川には魔法のようなものを感じます。多くの人を幸せにできる可能性があると思っています。

私のアイデアと創造性が弟子屈町に新たな輝きの一助となれたら幸いです。精一杯頑張りますので、よろしくお願ひします。

弟子屈町地域おこし協力隊
Instagram (インスタグラム)
#teshikagram



弟子屈町地域おこし協力隊facebook
(フェイスブック)
<https://www.facebook.com/teshikagachiik>
iokoshikyoryokutai



地域おこし協力隊とは

地域おこし協力隊は、人口減少や少子高齢化などの進行が著しい地方において、地域外(都市部)の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることで、地域力を維持・強化していくことを目的とする取り組みです。2009年に総務省によって制度化されました。

2019年度には、全国1,071の自治体で5,349人の隊員が活躍しています。

問い合わせ先/役場まちづくり政策課政策調整係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 3 (課直通)